

## いじめ防止基本方針

### はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「一人ひとりの、自立と社会参加をめざし、生きる力を育み、可能性を伸ばす」を学校教育目標として、「健康の保持・増進」に努めるとともに「安全で安心して学べる教育環境」を整備し、「明日が 楽しみになる 笑顔あふれる学校」をスローガンに取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、児童生徒の健全な成長を支援している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校はいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。

そこで、本校でもいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定する。

### 1 基本的な考え方

(1) いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、「いじめが、どの学級にも学校にもどの児童生徒にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、児童生徒一人ひとりが、自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。

(2) 「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して指導支援していく。その際、児童生徒も巻き込んだ活動とする。

(3) 保護者や地域と連携しながら、学校を取り巻く支援ネットワーク全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

(4) いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であり、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければいけない。

## (5)いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

## 2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNS等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3 いじめ防止等のための組織の設置

本校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、人権・同和教育担当教員等、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

#### (2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域、宝塚市いじめ防止対策委員会、宝塚市いじめ対応ネットワーク会議、宝塚市いじめ防止等対策推進会議、宝塚市立学校園危機管理チームとの連携、情報の提供
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

### 4 本校の取り組み

#### 未然防止の取り組み

##### (1) 児童生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童生徒自らが主体となった活動を支援する。

##### (2) いじめの防止

###### ① 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。この

ことを児童生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持って取り組んでおり、あらゆる機会を通して人権教育を進めていく。

## ②道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を育むことが大切である。道徳科教科書「生きる力」「兵庫県道徳教育副読本」等の教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

## ③体験活動や交流教育の実施

体験的な活動や他校との交流活動は、児童生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。本校が推進する交流教育をはじめ、チャレンジ体験活動やトライやる・ウィーク、修学旅行など、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

## ④言語活動、自己表現力向上の推進

いじめの防止は、学校の教育活動全体を通じて行わなければならない。特に、読書活動や言語活動、対話や表現活動等を取り入れた教育活動に取り組み、自己表現力やコミュニケーション能力を培うとともに、豊かな情操を育む。

## (3)教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、児童生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学部のあるあり方、またカウンセリングマインドなど児童生徒理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

## (4)家庭や地域との連携及び家庭への支援

児童生徒を取り巻く多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、育友会や地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を深める。併せて、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築できるよう、

平素から開かれた学校づくりに努める。

また、児童生徒の自殺予防の観点から、終業式前に児童生徒へ悩みを抱え込まないように宝塚市教育委員会から発信されるメッセージ「あなたへ」を配布するとともに、保護者に対しても終業式前及長期休業後半の時期に、学校メールを活用し、宝塚市教育委員会から発信されるメッセージを一斉送信する。

### **いじめの早期発見の取り組み**

「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、丁寧に日常的な観察に努めなければならない。そのためには、教職員が児童生徒の些細な変化に気付き、情報を学部等の組織で共有し、迅速に対応することが肝要である。

おかしいと感じた児童生徒がいる場合には、組織で対応することを基本とし、学部等の場において気付いたことを共有するとともに、より多くの教職員で当該児童生徒を見守る体制を作る。

児童生徒の健康状態や本校でのあらゆる教育活動について、平素からの保護者との電話や連絡帳、家庭訪問等を通じた細やかな情報共有を基盤とし、児童生徒の心身の状況を正確に掴むために日頃から家庭と連携を図ると共に、必要に応じてアンケート等も利用し、保護者への個別説明や全体説明の機会を設定するなどの説明責任を果たし、いじめのない学校づくりをめざす。

### **いじめへの対処**

#### **(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応**

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに「学校いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

#### **(2) いじめを受けた児童生徒や保護者への支援**

いじめを受けた児童生徒は勿論、必要に応じて保護者同席の下で事実関係を聞き取るとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

また、対応等に当たっては、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意し、状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協

力を得る。

### (3) いじめた児童生徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童生徒及び必要に応じて保護者同席の下で事実関係を聞き取るとともに、保護者の理解や納得を得た上で保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童生徒への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童生徒に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

### (4) 周囲の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えることやいじめを止めることはできなくても誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級・学部全体の問題であることを児童生徒に理解させながら、被害児童生徒と加害児童生徒、周りの児童生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

## ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめの防止

インターネットやSNS等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察、通信事業者等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童生徒の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

### (2) ネットいじめの早期発見

インターネットやSNS等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

### (3) ネットいじめへの対処

インターネットやSNS等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プ

ロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、通信事業者、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

## **重大事態への対処**

### **(1) 重大事態の意味**

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

### **(2) 重大事態の報告**

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した場合は、「宝塚市いじめ防止基本方針（改訂版）」に沿った対処を行う。

## **5 その他の事項**

### **参考とするもの**

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や「宝塚市いじめ防止基本方針（改訂版）」、宝塚市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

### **【附則】**

平成27年 3月 策定

令和 元年 8月28日 宝塚市いじめ防止基本方針の改訂により 改訂